

費用の一部を補助 再生可能エネルギー等設備設置費

市では、再生可能エネルギーや省エネルギーのための設備を住宅に設置する方に、費用の一部を補助します。

申込方法など詳しくは、パンフレット(市住宅供給公社、環境保全課、各区役所地域振興課などで配布)または市ホームページをご覧ください。

補助対象となる設備・システム

- ①太陽光発電システム
件数 300件(多数の場合抽選)
補助金額 出力1kWあたり3万円(最大3kWまで)
*市内業者が施工した場合1kWあたり4万円
- ②家庭用燃料電池システム(エネファーム)
件数 100件(多数の場合抽選) 補助金額 10万円
- ③定置用リチウムイオン蓄電システム
件数 15件(先着順) 補助金額 10万円
- ④エネルギー管理システム(HEMS)
件数 100件(先着順) 補助金額 1万円
- ⑤電気自動車充電設備
件数 4件(先着順) 補助金額 5万円
- ⑥太陽熱利用給湯システム
件数 30件(先着順)
補助金額 ①自然循環式4万円、②強制循環式8万円
*市内業者が施行した場合、④5万円、⑤10万円
- ⑦地中熱ヒートポンプシステム
件数 3件(先着順) 補助金額 経費の1/10(上限20万円)



申込要件 次の要件をすべて満たす方

- ・市税の滞納がなく、市内の自己居住用住宅または、居住を予定している住宅に設備を設置する方
- ・補助金の交付決定通知を受けてから設置工事に着手するとともに、設置工事完了後すみやかに実績報告書を提出できる方

*①は、マンション管理組合を対象とした募集も行っています。(1件、先着順) 詳しくは、お問い合わせください。

募集期間 ①②4月15日(火)~28日(月)、③④⑤5月1日(木)~6月12日(木)、⑥⑦5月1日(木)~来年2月13日(金)

問い合わせ 市住宅供給公社 ☎245-7527 ☎245-7517

耐震診断費用の一部を補助 緊急輸送道路沿道建築物

市では、地震発生時に倒壊などで、緊急輸送道路(被災者の避難・救出および消火活動を実施するための道路)をふさいでしまう可能性がある建築物に対し、耐震診断費用の一部を補助しています。申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

受付期間 5月1日(木)~30日(金)

対象 緊急輸送道路に接し、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の耐震基準)で建築された一定の高さを超える建築物【右記】

募集件数 1棟(多数の場合抽選)

補助額 見積額または、診断費用【下記】のいずれか低い額の2/3(上限150万円)

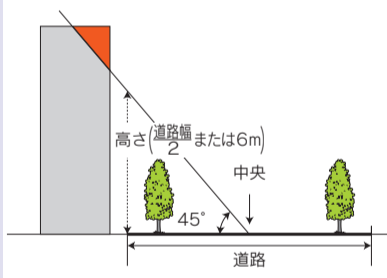
診断費用 建物の延べ床面積に応じて計算した次の①~③の合計額

- ①延べ床面積が、1,000㎡以内の部分…1㎡あたり2,000円
- ②延べ床面積が、1,000㎡を超え、2,000㎡以内の部分…1㎡あたり1,500円
- ③延べ床面積が、2,000㎡を超える部分…1㎡あたり1,000円

問い合わせ 建築指導課 ☎245-5836 ☎245-5888

一定の高さを超える建築物

道路の中央(道路幅が6m未満の場合、宅地と道路の境界から6m離れた位置)から建築物に対して45度上方に線を伸ばしたとき、その線を超える部分がある建築物



道路を美しくする団体を支援します

ちばし道路サポート制度

市は、皆さんとともに地域にふさわしい安全・安心な道路環境づくりを行うため、「ちばし道路サポート制度」を創設し、道路の環境美化や維持などの活動を行う団体を「ちばし道路サポート団体」として支援します。

対象団体 おおむね10人以上で構成され、月1回以上の活動が可能な団体

対象活動 市が管理する道路(安全に作業ができる歩道など)のおおむね100m以上の区間でを行う以下の活動

- ・清掃や除草活動
- ・草花の植栽および管理を行う活動
- ・道路環境の維持のための活動 など

支援内容 サポート団体に対し、市は以下の支援を行います。

- ・物品(ゴミ袋や土嚢)の支給
- ・用具(腕章、カラーコーン、一輪車)の貸与
- ・活動で発生したごみの収集 など

ちばし道路サポート団体を募集しています!

市では、道路の環境美化や維持などの活動を行う団体を募集します。申込方法など詳しくは、各土木事務所へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください(この活動には、市ボランティア活動補償制度の適用範囲内での補償があります)。

問い合わせ 各土木事務所管理課
中央・美浜 ☎232-1151 ☎232-1155 花見川・稲毛 ☎257-8849 ☎257-8777
若葉 ☎306-0655 ☎306-0968 緑 ☎291-7122 ☎291-7742

利子の一部補助

被災者住宅建築資金利子補給

来年3月31日(火)まで申請期間を延長

東日本大震災により、被害を受けた住宅の補修・建て替えなどを行うために必要な資金を金融機関から借り入れる場合、利子の一部を補助します。

補助額や申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

期間 借入金の返済開始日から5年間(無利子期間を含む)

*利子補給の決定した年の前年までに支払った利子は対象外です。

対象 次の要件をすべて満たす方

- ①被災していることの証明を受けた住宅の所有者などで、震災発生時に自己または親族がその住宅に住んでいた方
- ②被災住宅に代わる住宅の建設もしくは購入を市内で行う方、または市内の被災住宅の補修などを行う方
- ③震災発生後に②【上記】のため、100万円以上の金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、来年3月31日(火)までに融資の実行を受ける方

利子補給率 年利2.0%(2.0%を下回った場合は、その利率)

利子補給対象限度額	借入金額	利子補給対象限度額
100万円~500万円		借入金額
500万円を超える場合		500万円

問い合わせ 住宅政策課 ☎245-5810 ☎245-5795

環境保全活動団体に補助金を交付

市民の皆さんの地域に根ざした自主的な環境保全活動を支援するため、活動団体に対して、その経費の一部を補助します。対象となる経費や、申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

申請期限 6月2日(月)まで

対象 団体が、来年2月28日(出)までに実施する次の活動

- ・河川の浄化活動などの環境保全活動
- ・環境に関する講演会の開催などの啓発活動

募集数 7団体程度(先着順)

補助額 対象経費の2分の1相当額(上限10万円)

問い合わせ 環境保全課 ☎245-5199 ☎245-5553